定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

| 新　　条　　文 | 旧　　条　　文 |
| --- | --- |
| （役員の定数等）  第25条　役員の定数は、次のとおりとする。  （１）理事　10人以上12人以内  （２）監事　1人又は2人  ２　第８条第２項各号の一に該当する者は、役員となることができない。 | （役員の定数等）  第25 条　役員の定数は、次のとおりとする。  （１）理事　8人以上10人以内  （２）監事　1人又は2人  ２　第８条第２項各号の一に該当する者は、役員となることができない。 |
| 附　　則  　この定款変更は、〔所管行政庁の長〕の認可の日から施行する。 |  |